



http://konno-norito.com/

e-mail : konno@konno-norito.com

横浜市議員（民進党）
活動レポート NO.88-2
（H29.1 2発行）

この人の典人事務所

〒226-0003 横浜市緑区鴨居 3-1-14-105 ☎045-929-3030 fax045-342-4330

この人の典人

活動中

「民泊」パブリックコメント募集中

— 12月19日〆切 —



「せっかくの土曜日なのに外はゴロゴロとスーツケースを曳く音がうるさい」「先週の金曜は真夜中まで大きな声が出て騒がしかった」「最近、見慣れない人を見かける」「よく外国人を見かけるようになった」と、私たちが暮らしている身近なところで民泊サービスがスタートすることで、こんな話を聞く機会が増えるかもしれません。

ホテル・旅館不足に民泊で

本年6月、民泊新法（住宅宿泊事業法）が国会で成立しました。東京オリンピック・パラリンピックの訪日外国人や観光客の増加に伴うホテル不足に対応するため、民泊事業者の登録等を目的とする法律です。ホテルや旅館等とは異なり、居住している自宅の空き室や空き家、空きアパート等を宿泊場所として提供するもので、営業できる日数を年間180日以内に制限していること、事業者への義務づけ、行政の役割を規定しています。

民泊新法が平成30年6月から施行されるにあたり、横浜市として法律に基づき、生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域と期間を指定し、民泊サービスの制限を検討してきました。

低層住宅専用地域は月～木は不可

他の地域は平日の営業も可能

区域については、低層住宅専用地域は、良好な住居環境を保護することと、店舗や事務所、宿泊施設の立地が制限されていること、騒音問題など生活環境が悪化する恐れがあることから、「低層住宅専用地域での営業について月曜から木曜（祝日等を除く）は民泊サービスの実施を制限する」条例化を検討しています。

観光客が増えることや経済活動が活発化することに異議を唱える人は少ないと思います。しかし、「民泊」は、日々平穏に暮らしている住居の隣に小さなホテルや旅館が突然できるようなものです。

マンションは管理組合として民泊の可否を決定することはできますが、低層住宅専用地域以外では、民泊の実施制限がありません。180日以内であれ

ば平日の営業も可能になります。

不安や意見をパブコメへ

横浜市は、住みたい都市としてブランド力の高い都市です。他の都市と比べても市街地に占める低層住宅専用地域の割合が高く、快適で魅力ある住環境づくりに取り組んできました。

来年6月より民泊サービスがいよいよスタートします。その前に、皆さんの不安や疑問、ご意見をぜひ、横浜市へお寄せください。

パブリックコメントの受付

ご意見の提出先及びお問合せ先
横浜市文化観光局観光振興課
〒231-0051 中区尾上町1-8 関内新井ビル6階
TEL045-671-2596 fax045-663-6540
E-mail : bk-minpakujorei@city.yokohama.jp

緑タウンミーティング

にお越しく下さい。

「この人の典人」と地域の課題や市政について気軽に懇談しませんか？

期 日 平成30年1月27日（土）

午前10時30分～12時

会 場 この人の典人事務所（会議室）

緑区鴨居 3-1-14-105

※お車でのご来場はご遠慮ください。

参加費 無料（定員 15名程度）

問合先 929-3030

